

守ってね! 最低賃金 東京都最低賃金のお知らせ



雇う上でも、働く上でも最低限のルール。

使用者も、労働者も、必ず確認 最低賃金

東京都最低賃金は、
令和3年10月1日から

時間額 **1,041円**

東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます

最低賃金法により、使用者は、効力発行日以降の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

東京都最低賃金の改正状況

	引上額	時間給
H25年	19円	869円
H26年	19円	888円
H27年	19円	907円
H28年	25円	932円
H29年	26円	958円
H30年	27円	985円
R元年	28円	1,013円
R2年	0円	1,013円
R3年	28円	1,041円

【参考】近隣各県における令和3年度地域最低賃金改正の状況

県名	時間額(引上額)	発効日
埼玉	956円(28円)	令和3年10月1日
千葉	953円(28円)	令和3年10月1日
神奈川	1,040円(28円)	令和3年10月1日
山梨	966円(28円)	令和3年10月1日
茨城	851円(28円)	令和3年10月1日
群馬	865円(28円)	令和3年10月2日

- ◎最低賃金に関するお問い合わせ
東京労働局賃金課 TEL 03-3512-1614
又は最寄りの労働基準監督署へ
- ◎業務改善助成金等のご相談
東京働き方改革推進支援センター TEL 0120-232-865

知らなかったでは、
すまされない。

「労働保険の加入はお済みですか？」

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です。

労働保険は、労働者が失業した時の失業給付、労働災害にあった時の労災給付などを行うものです。

雇用形態を問わず、一人でも労働者を雇用している事業主は労働保険の加入義務があります。加入方法など詳しくは、お問い合わせ下さい。

- ◎お問い合わせ
ハローワーク池袋 雇用保険適用課
TEL 03-3988-6662
池袋労働基準監督署 労災課
TEL 03-3971-1259



忙しい事業主の方を応援します!

豊島産業協会の労働保険事務組合をご利用ください。

豊島産業協会は厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合です。

☆労働保険に加入できない事業主やその役員、家族従業員なども、

労災保険に特別に加入することができます。

☆労働保険料の金額に関係なく3回に分割納付ができます。

☆労働保険事務処理の委託によって大幅な作業量、人件費の削減が可能です。

委託できる事業主は使用労働者が300人(卸売・サービス業は100人、金融・保険・不動産業・小売業の場合は50人)以下であれば委託できます。

お問い合わせ 一般社団法人 豊島産業協会
☎03-3981-1540



生っ粋の
こんにやく

「味しみがよい」
「においがしない」こんにやく



株式会社 関越物産
取締役会長 白井 宏一

〒171-0031 東京都豊島区目白5-5-2
TEL 03(3952)4151
<https://www.kan-etsu.com>